

(要綱様式第5号)

令和 年 月 日

(あて先)

那覇市長 様

(届出者)

登録事業者の住所

又は主たる事務所の所在地

(又は破産管財人の住所)

登録事業者の商号、名称又は氏名

(又は破産管財人の氏名)

サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年4月6日法律第26号)第12条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおりサービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等を届け出ます。

サービス付き高齢者 向け住宅の名称				
サービス付き高齢者 向け住宅の所在地				
登録番号		登録年月日	年 月 日	
届出 事由 (いずれか に○を入れ てください。 い。)	登録事業の廃止 (法第12条第1項第1号)	廃止予定日	令和 年 月 日	
	登録事業者の破産 (合併、破産の場合を除く。) (法第12条第1項第2号)	解散予定日	令和 年 月 日	
	破産開始手続きの決定 (法第12条第1項第3号)	破産手続 開始決定日	令和 年 月 日	
補助対象財産の有無		有(交付決定年月日: 年 月 日)	・	無
備考				

(備考)

1. 廃止及び解散の場合、予定日の30日前までに届出書を提出すること。
2. 破産手続開始決定を受けた場合は、破産管財人が、決定日から30日以内に届出書を提出すること。
3. 補助対象財産の処分に際しては、国土交通大臣による承認の手続きが必要です。